

凶書寮本類聚名義抄における玄応一切經音義引用の態度について

原 卓 志

山 本 秀 人

目 次

はじめに

一、凶書寮本名義抄と玄応音義との間における見出並びに注の対応関係

二、凶書寮本名義抄における玄応音義の表記形式

(1) 基本的な表記形式と出典の示し方

(2) 注記中の字句に対する二次的な注の表記形式

(3) 音注の変則的な表記形式

(4) 注記並びに注記中の字句の省略

三、義注の受容

四、音注の受容

五、字体注の受容

- (1) 「又作」
- (2) 「古文」
- (3) 「今作」
- (4) 「或作」
- (5) 「本作」
- (6) 「字體作」
- (7) 「宣作」
- (8) 「應作」
- (9) 「經文作」の類

おわりに

はじめに

図書寮本類聚名義抄（以下、図書寮本名義抄と略称する）が多くの先行文献を出典資料として成った漢和辞書であることは、よく知られているところである。又、その出典資料の中で、玄応一切経音義（以下、玄応音義と略称する）が引用されることは、夙に、橋本不美男氏・吉田金彦氏の御指摘がある。⁽¹⁾ この玄応音義の引用は、他の出典資料に比して、その頻度の高いことに基づき、図書寮本名義抄成立に際して玄応音義が最も重要なる出典資料であつたであらうことは想像に難くない。

本稿は、図書寮本名義抄の出典研究の一つとして、この玄応音義を採り上げた。図書寮本名義抄の出典研究は、これまでも多くの先学の手によってなされている。図書寮本名義抄に引用された玄応音義については、既に吉田金彦氏・小林芳規先生の御研究がある。⁽²⁾ 本稿はそれらと重複することも多いのであるが、図書寮本名義抄編者が玄応音義を如何なる態度をもつて引用したのかを、更に細かく検討しようとするものである。

図書寮本名義抄における玄応音義引用箇所は、吉田金彦氏によると約一二二〇条である。本稿では作業の都合上、図書寮本名義抄の現存部分「木」部より「衣」部までのうち、「ン」部より「邑」部までについて検討を行った。ここには全部で一三一七の掲出項があり、玄応音義を引用している（原則として「广云」として注

図書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義引用の態度について

を引く)のは、四九二項である。

なお、図書寮本名義抄における次の二例は、⁽³⁾ 玄応音義よりの直拵の引用ではないものとして、本稿では検討の対象からはずした。

○⁽⁴⁾ 然抄批引_一云_一靈悟解_一 (ン部六七頁三行)

○瑠璃 (省略) 眞引_一云_一舊云 (以下省略) (玉部一五八頁四行)

図書寮本名義抄テキストとして、「図書寮本類聚名義抄」複製本(勉誠社刊)を用い、玄応音義テキストとして、「一切經音義(上)・(中)」(古辞書音義集成・汲古書院刊)所収の大治本を用いた。但し、大治本の欠を補う為、「一切經音義(下)」(同右)所収の石山寺本・高麗蔵本を適宜用いた。⁽⁴⁾ 又、縮刷蔵経本も参考に用いることがある。

一、図書寮本名義抄と玄応音義との間における見出並びに注の対応関係

上述のように、図書寮本名義抄の「ン」部から「邑」部には、玄応音義を引く項が全部で四九二項見られる。この四九二項について、その見出と注とが玄応音義とどのように対応するかを帰納した結果、ほぼ以下に示す十一種類の対応の型に分類できた。

【第一類】図書寮本名義抄と同一の見出が玄応音義に見られ、その項の一つから注を採るもの(二九〇例)

この対応の型が最も多く、約六割を占める。その一つを示せば、次のようなものである。なお、図書寮本名義抄の用例はへ図、玄応音義の用例はへ玄として掲げ、図書寮本名義抄では、原則として玄応音義以外の

注は省略し、また朱による声点、ヲコト点等も省略する（以下もこれによる）。

① へ図 議中、丁云謂伯仲兄弟、伯長仲中、（言部七二頁五行）

へ玄 議中、謂伯仲兄弟也、伯長也、仲中也、（大治本卷十五・三八八頁）（「伯」は「伯」の誤か。）

しかし、このような典型的な例はむしろ少く、以下に示すような例が多い。

② へ図 踏躡、丁云、渠員渠玉、一、仲、案、躡亦曲、（足部一一六頁四行）

へ玄 a 躡、渠員反下渠王反、渠、躡亦曲也、說文、渠、躡亦曲也、音錄、（大治本卷二十三・六五六頁）

へ玄 b 躡、渠員反下渠王反、渠、躡亦曲也、說文、渠、躡亦曲也、音錄、（大治本卷二十二・六〇三頁）（「卑」「躡」はそれぞれ「埤」「躡」の誤か。）

か）

この例では、へ玄 a に図書寮本名義抄が引く注の絶てが見られるほか、へ玄 b にもその一部に当る注が見られる。しかし、この場合へ玄 a のみから注を採ったと判断され、第一類とした。但し、へ玄 b をも参照したことは考えられる。また、次のような例も見られる。

③ へ図 山崗、山崗、山長、脊、者、（山部一四〇頁五行）

へ玄 a 山崗、山崗、山長、脊、者、（石山寺本卷五・二五八頁）（高麗蔵本は「足」「脊」をそれぞれ「足」「脊」に作る。）

へ玄 b 山崗、山崗、山長、脊、者、（大治本卷二十・五五五頁）（「脊」は「脊」の誤か。）

この例では、へ玄 a へ玄 b の双方に図書寮本名義抄が引く注の絶てが見られるが、いずれかの一方から採ったと考えて良い。更に、次のような例も見られる。

④ へ凶 珥瑠珥云珥在珥、（玉部一六二頁六行）

へ玄 ㇿ 珥瑠珥也反蒼韻珥在（大治本卷二十一・五八六頁）

へ玄 ㇿ 寶珥加志反蒼韻珥在珥珥也耳瑠垂珠者曰珥（高麗藏本卷八・四四六頁上）

この例では、見出の一致するへ玄 ㇿ のほか、見出の異なるへ玄 ㇿ においても注がほぼ一致する（注はいずれも「珥」に対するもの）が、へ玄 ㇿ のみから採ったと判断して良い。勿論、へ玄 ㇿ をも参照したことは考えられる。

以上のほか、②③④の型が組合さった形になっている例も見られる。

なお、次のような例も第一類とした（用例中の傍線は私に付したもので、以下も同様）。

⑤ へ凶 誣歌誣歌又作誣同於候反說齊歌曰誣（言部九二頁三行）

へ玄 ㇿ 誣歌誣歌又作誣同於候反說齊歌曰誣（大治本卷十八・五〇二頁）（「説」の下、「文」を誤脱するか。

同一見出の項が巻二十にも見られるが、「尔疋」以下の注を含まない。）

へ玄 ㇿ 誣合又作嘔嘔二形同烏侯反尔疋徒歌曰誣廣疋誣喜也（高麗藏本卷五・四〇六頁中）（石山寺本は

字句を多く欠き、傍線部は「歌曰誣」と作る。）

この例において、凶書寮本名義抄の傍線部（「誣」に対する注）は、その句形からして、直接的には見出の異なるへ玄 ㇿ からの引用と考えられる。しかし、その実質的な意味内容は、へ玄 ㇿ の傍線部と同じであるので、このような例も第一類とした（後述の第二類も同様の考之方によっている）。

これに関連して、次のような例も見られる。

⑥ へ凶く嵩高丁云又玉松思隆
山大而高、（山部一三八頁三行）（「又玉松」は「又作松」の誤か。）

へ玄く嵩高又作松同思隆及尔
山大而高曰嵩、（石山寺本卷三・一〇八頁）（高麗藏本は「反」を「反」に作る。そのほか
は同一。）

この例では、凶書寮本名義抄の傍線部に対応すると考えられる箇所は、右の例以外には見出せず、「山大而高
曰嵩」を、表現を簡素化のう之採ったものと考えられる。このような例も第一類としており、先の⑤の例は、
これと同様に観ることもできる。

【第二類】凶書寮本名義抄と見出が同一である項の二つ以上から異なる注を取合せるもの（十五例）

例之ば、次のような例である。

⑦ へ凶く豌豆丁云一丸又豆名、一丸
豆、至作宛又登、非字、（豆部一二九頁二行）

へ玄aく豌豆一丸及廣足豌豆、脚豆也、
宛又作登、一用反、二形並非字體、（大治本卷二・一二九頁）（「豌豆」はそれぞれ「豌豆」
「登」の誤か。）

へ玄bく豌豆一丸反豆名也、
宛或作登、並非字體、（大治本卷十一・二二三頁）（「丸」は「丸」の誤か。）

へ玄cく豌豆一丸反廣雅豌豆、
豆也、字從豆、音留、（大治本卷十五・三八七頁）

この例では、仮にへ玄aを中心に考之れば、へ玄aから「一丸反」等を採り、更にへ玄bから「豆名也」
を、へ玄cから「音留」を補ったと考之られる⁵⁾。

【第三類】凶書寮本名義抄と見出が同一である項のほか、見出の異なる項からも注を取合せるもの（五十五

例）

凶書寮本類聚名義抄における玄心一切経音義引用の態度について

ここで見出が異なると言うのは、その見出に共通の被注字を含んでいる場合である。例之は、次のような例である。

⑧ へ図 訛言古云訛訛訛、謂詐偽、(言部七八頁四行)

へ玄 a 訛言古文爲訛訛三形周五戈反詩云民云訛言云訛偽也訛亦訛言也(大治本卷十二・二六四頁)

へ玄 b 訛病又作訛訛二形周五和(大治本卷二十・五五三頁)

この例では、見出が同一のへ玄 a のほか、見出の異なるへ玄 b からみ注を採っている。ここでは、いずれも注は「訛」に対するものである。

【第四類】 図書寮本名義抄と同一の見出が玄応音義に見られながら、その項からは注を採らず、見出の異なる項からのみ注を採るもの(三例)

次のような例である。

④ へ図 城郭弘云市積又茲云世本敵絶作一、(呂部一八四頁一行)

へ玄 a 城郭世本敵作城郭公羊傳曰郭者何恢郭也經文有從土作郭非也敵音古本反(高麗藏本卷六・四二〇

頁上)

へ玄 b 郭呂世變反蒼頡蕭郭城郭也公羊傳曰郭者何恢郭也釋名云郭廓也廓落在城外也(以下省略)(大治本卷十七・四六一頁)

この例では、「郭」に対する注を、見出が同一のへ玄 a から採らず、見出の異なるへ玄 b のみから採っている。しかし、へ玄 a とほぼ同一の注が、「茲云」(「茲」は「慈恩」⁶)として「古云」に先行して引用されており、他の注をへ玄 b から補ったものと考えられる。玄応音義の注の採不採と先行注との関係につい

ては後述する。

【第五類】 圖書寮本名義抄と同一の見出が玄応音義に見られず、見出の異なる項から注を採るもの（二つ以上）の項からの取合せも含む（三十二例）

次のような例である。

⑩ へ図 産生 茲云（注記略）中云所管メテ云生其禮曰川云（注記略）コウムキ具云仙 （立部一二四頁五行）

へ玄 孳産 子思反方言東楚之間凡人畜乳而雙産謂之孳孳下所限反生其種曰産説文生也 （大治本卷二十五・七三一頁）（「限」は「限」の誤か）

この例の場合、圖書寮本名義抄の見出「産生」は、或いは「茲云」によるかと思われる（「川云」即ち和名類聚抄ではないようである）。

また、次のように、圖書寮本名義抄は単字見出、玄応音義は二字以上の見出である例も見られる（八例）。

⑪ へ図 邑 京廣云田井島一方二里凡有都無曰 （邑部一七一頁一行）

へ玄 封邑 甫逢反起土為界封爵也周礼田井島邑方二里也凡邑有京廟先君之王曰都无曰也 （大治本卷二十四・六九九頁）（「王」「无曰也」はそれぞれ「主」「无曰邑」の誤か。卷八に見られる「邑中」の項にも圖書寮本

名義抄の引く注が総て見られる。）

【第六類】 玄応音義の字体注に示された字を見出に採るもの（五十四例）

次のように、経文（論文・律文・戒文を含む、以下も同様）の字体を見出に採る例が大多数であり、五十一例見られる。

⑫ へ図 伯長 廣云拍長野云石非 （石部一五五頁三行）

圖書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義引用の態度について

〈玄〉拍長普格反廣雅拍擊也釋名拍搏也以
寺搏其上也經文從石作砒非也 (石山寺本卷四・一五四頁)

この例は、「拍長」の「拍」を、經文の字体「砒」に置換えて見出しにしたものである。「拍長」は、注記中に示されている。但し、次のように、単字で見出しに採る例も僅かに見られる(二例)。

⑬ 〈図〉詭丁云名於聖一近字 (言部八七頁六行)

〈玄〉名於亦盛反所以名賢也名字也經文從 (大治本卷十九・五二三頁)

また、次のように、玄応音義で「宣作」とする字体を見出しに採るものも二例見られる(左記以外の一例は単字見出)。

⑭ 〈図〉璿珠丁云春山寶有 (玉部一六〇頁七行)

〈玄〉赤石旋珠字宜作璿詳緣反穆天子傳曰 (大治本卷十・二二三頁)

そのほか、「又作」の字体を採った例(単字見出)が一例見られる。

なお、以上のような見出の下に、「見上注」等の参照注記しか見られないものは、次の第七類に入れている。
【第七類】玄応音義による見出の下に参照注記のみを施すもの(二十七例)

次のように、直前の項と同注又は近似の注のため、その注を省略して「同上」等の表示をしたものが七例見られる。

⑮ 〈図〉聖誥丁云所以幼 (言部七八頁二行) (「幼」は「約」の誤か。)

〈玄〉典誥古到反尔足誥告也亦謹也所以約謹戒衆也 (高麗藏本卷七・四三五頁上) (卷十六に「聖誥」の

項が見られ、「典誥」とほぼ同注である。)

このような例では、表示は「同上」のほか、「注如上」「見上注」である。

また、次のように、音注のみによる注を参照注記にした例も三例見られる。

⑩ へ図 謙能廣云能經、言部九五頁二行（「謙能」の項の「朗」は虫撰につき推読。）

へ玄 謙泥當朗反（大治本卷二十・五四七頁）

このような例では、表示は「上同上」のほか、「上同前注」「上」である。

また、次のように、經文の字体を見出に採り、参照注記によって注を省略したのも、十二例見られる（第六類をも参照）。

⑪ へ図 道跡云反、道跡見上注（足部一・八頁二行）

へ玄 道跡又作蹟迹、道跡見上注（大治本卷十八・四八八頁）

これと同様に、見出に「又作」の字体を採ったもの、「字體作」の字体を採ったもの、「亦云」の語形（「瑠璃」に対する「毗琉璃」）を採ったものが、それぞれ一例ずつ見られる。以上、經文の字体を見出に採ったもの以下十五例の表示は、「見上注」のほか「見下注」「見上」である。

また、義注の中に現れた語を見出に採った例も、一例見られる。次に示すものである。

⑫ へ図 踰豆廣云布迷、踰豆見上注（豆部一・二九頁・七行）

へ玄 踰豆布迷反、踰豆見上注（大治本卷十一・二二三頁）（同一見出の項が卷五・十五、十六にも見ら

れ、卷五はほぼ同注、他は「經文作」以下を含まない。）

以上に述べた例は、注の重複を避ける省力化に主眼があると考えられるが、図書寮本名義抄の利用の便を図

ってわざわざ空見出を掲げたかと思われる例も、一例見られる。

⑭ へ図 〔諭〕 繕那 〔云在糸 P〕 (足部一〇五頁七行)

これは、図書寮本名義抄において、「繕」の熟字として糸部に登載している旨の注記であり、三一三頁四行にそれが見られる(玄応音義では「諭繕那」の項は、卷二十二、二十三、二十四に見られる)。なお、図書寮本名義抄では、このような空見出も含めて、同一見出の項を重出する例は少い。

以上に述べた参照注記のみの例は、その参照注記を実際の注に置換えて考之れば、上述の第一類から第六類に所屬させることもできるが、一括して第七類とした。なお、参照注記と実際の注とを併記した例も散見するが、それらは実際の注に着目して、第一類から第六類に入れている。

【第八類】 図書寮本名義抄の注が「广無注」となっているもの(二例)

第八類以下は、やや特殊な例である。第八類の一つは、次の例である。

⑯ へ図 波踰 〔無注〕 可見他本 (豆部一二九頁五行)

へ玄 波踰 (石山寺本卷四・一五三頁) (高麗蔵本も同様。)

この例では、図書寮本名義抄の注に言う通り、玄応音義には見出のみ見られて無注である。従って、見出と注とが一致するということが第一類とも観うるが、次の例も見られるので別の類とした。

⑰ へ図 兼隙 〔無〕 (足部一七頁六行)

へ玄 兼隙 〔下倉麻反〕 (高麗蔵本卷八・四四七頁上)

この例では、図書寮本名義抄の注記に反して、玄応音義では、足偏の字である下持字に音注が施されている。

図書寮本名義抄がこれを採らず、しかも「無注」とすることは不自然であるので、同書の用いた玄応音義では無注であった可能性も考えられる。しかし、觀智院本名義抄では、「隙」に石の高麗戲本に近い音注を有しているので、更に疑問が残る。

○隙倉未メ (觀智院本類聚名義抄・法上八七頁五行) (注は音注のみ)。

【第九類】図書寮本名義抄と玄応音義とで、見出の用字に少異のあるもの(一例)

次の一例が認められる。

② へ玄 馬腦見月部へ中略 誤薩羅揭譯此云杵藏云 (玉部一五九頁六行)

へ玄 馬腦見月部へ中略 誤薩羅揭譯此云杵藏云 (高麗戲本卷六・四一二頁上) (同一見)

出の項が卷二にも見えるが、図書寮本名義抄の引く注は見られない。

玄応音義に「馬腦」として見出は見られず、右の「馬腦」の項から注を採ったものと考えられる。図書寮本名義抄には「見月部」という参照注記も見られる(「月」部は現存せず)ので、玄応音義の注をここに引いているのは、誤入ではないと考えられる。月部にも、玄応音義の注が引かれていたかもしれない。

【第十類】図書寮本名義抄と玄応音義とで、見出の字に過不足のあるもの(九例)

図書寮本名義抄の見出に、玄応音義と比べて不足の字のあるものが五例見られる。見出のみ示せば、次の通りである(上段は図書寮本名義抄、下段は玄応音義)。

③ 旋珠 (玉部一六六頁二行) 赤石旋珠 (大治本卷十一・二二三頁)

④ 那地迦 (邑部一七三頁五行) 那地迦城 (大治本卷二十五・七二七頁)

図書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義引用の態度について

㊦ 郡市迦 (邑部一八一頁四行)

郡市迦林 (大治本卷二十五・七二七頁)

㊧ 險健達 (足部一二〇頁三行)

險健達羅 (大治本卷二十四・六九六頁)

㊨ 堅泥邪 (玉部一六七頁四行)

堅泥邪隣 (大治本卷二十二・六三五頁)

(注はいずれも一致、又はほぼ一致している。㊦は第五節の用例㊩を参照。)

㊩ ㊪ ㊫ の三例は、必ずしも必要でない字句を除いて見出に掲げたものと考之られ、従って見出は一致していると観ても良いものである(それによればいづれも第一類となる)。しかし、㊬ ㊭ の二例は、それぞれ一語の梵語と考之られる(注によれば㊬は山名、㊭は鹿王名)ので、疑問が残る。なお、凶書寮本名義抄では、㊮ ㊯ において「堅」に対する和音注「木夜伊^本」(出典は無表示)が見られるほかは、五例とも玄応音義の注のみを引いているので、見出はやはり玄応音義によっていると考之られる。

これとは逆に、凶書寮本名義抄の見出に、玄応音義に見られない字が加った形になっているものが、四例見られる。次に示すものである(凶書寮本名義抄は注の総てを掲げ、玄応音義は所出の經典名をも玄応音義の標示に従って示す)。

㊰ へ凶 威儀路 謂^廣云所行爲^一、亦道威儀所行、(足部一一六頁二行)

へ玄 儀路 所行爲路、亦道也威儀所行也謂 (大治本卷二十二・六〇二頁・瑜伽師也論第一卷)

㊱ へ凶 堅戯 者之名使通内外之今以其無有礼入出便疾、眞云小奴僕、川云上声之重、夕テリ^後寺人未冠

(立部一二二頁七行) (「玉云殊庚又」は同事による補筆、「寺人」の「寺」、

「今以」は虫損につぎ推説。)

へ玄 童豎殊庚反謂寺人未冠者之名也使通 (大治本卷二十五・七一八頁・阿毗達磨順正論第廿三卷)

(「殊庚反」は「殊庚反」の誤か。)

③ へ図 毗那陀迎此無會釋所以仍立山名 (石部一五四頁四行)

へ玄 陀迎此无會釋所以仍立山名 (大治本卷二十二・六〇五頁・瑜伽師地論第二卷)

④ へ図 一磔手上摘广云張申曰一張、開、聿磔、癩、鬻、又蹠未見所出又作花谷字信云又披 (石部一五四頁一行)

へ玄 磔手古文无同知格反廣雅張申曰磔又 (大治本卷十四・三四一頁・四分律第三卷)

(注記の冒頭に「張申」から「律文」までの字句を重出し、見消ちにする。

「種」は「涼」の誤か。)

* 「磔手」の項は、ほかに卷十六(四分戒本)、卷十七(俱舍論第十六卷)にも見られる。

へ玄 一磔古文无同知格反通俗文張 (大治本卷二十二・六〇四頁・瑜伽師地論第二卷) (「居」は「疋」

の誤か。)

* 「一磔」の項は、ほかに卷二十四(阿毗達磨俱舍論第廿二卷)にも見られる。

(以上四例とも、縮刷大藏經本玄応音義においても、見出しはそれぞれ大治本と同一。)

以上四例の内、④は、図書館本名義抄の「一磔手」に対して、玄応音義に「磔手」と「一磔」との二形が見られるものである。

以上の各語について、その所出の經典での形を見ると、次のようである(經典の本文は大正新脩大藏經による)。

㊸〔瑜伽師地論卷第一〕或威儀路工巧處。及諸變化所有分別。

㊹〔阿毘達磨順正理論卷第二十三〕有如童登戲設難言。

㊺〔瑜伽師地論卷第二〕成七金山。謂持雙山。毘那陀迦山。(以下省略)

㊻〔四分律卷第三〕是中量者長佛十二揲手內廣七揲。手當將餘比丘指授處所。(句点は不適か)(ほか、「十二揲手」「七揲手」が更に一例ずつ見られる。)

〔四分僧戒本〕是中量者。長佛十二揲手。內廣七揲手。／當取故者縱廣一揲手帖新者上。(中略)不取故者縱廣一揲手帖新者上壞色者。(ほか、「二揲手」「六揲手」各二例、「一揲手半」「半揲手」「四揲手」「二揲手半」「十揲手」各一例。)

〔阿毘達磨俱舍論卷第十六〕若出行。或一揲手。或一尋乃至風輪。

〔瑜伽師地論卷第二〕謂其身量極至一揲或復一握。

〔阿毘達磨俱舍論卷第二十二〕若念息出離身高至一揲一尋。

以上のように、㊸㊹㊺については、凶書寮本名義抄の形で經典に見られ、凶書寮本名義抄の用いた玄応音義では、凶書寮本名義抄に示されたように作られた可能性が考えられる。特に㊸は、「儀路」では主に対応せず、㊹も、山名の一部の「陀迦」のみを見出に掲げることには疑問がある。但し、㊺の「童登戲」は、凶書寮本名義抄の注記中に見られる「茲云」によっている可能性も残る。

㊻についても、玄応音義卷十六(四分戒本)、卷十七(俱舍論第十六卷)の「揲手」に対して經典中に「一揲手」又は「一揲手」が見られ、凶書寮本名義抄の用いた玄応音義では、卷十六或いは卷十七において「一揲

手」に作られていた可能性が考えられる。

【第十一類】 玄応音義に見られない注が、玄応音義から引用した注として図書寮本名義抄に見られるもの

(四例)

次に示す四例であり、傍線部が玄応音義に見られない(図書寮本名義抄は注の総てを掲げる)。

⑫ 〔図〕 謾訛アサケル 英云アサケル 慢ニ下弘云欺、急、懼、下云他和メフ信、 (言部九六頁六行)

〔玄〕 謾訛反麻説反説下或作譌同信也 (大治本卷二十・五六三頁)

⑬ 〔図〕 礦東云金璞、上云猛火亦作鑛鑛眞火ウ、 (石部一五七頁二行) (「玉云」の「同上」には「強、」

が当る。)

〔玄〕 金研説文礦同鐵猛反理也 (大治本卷二十四・七〇九頁) (「研」「瑾」はそれぞれ「研」「璞」の誤か)

⑭ 〔図〕 毗奈邪毗那谷云或云鼻那夜慧沼云正云 (邑部一七五頁二行)

〔玄〕 毗奈邪舊云毗那亦道也 (大治本卷二十一・五九〇頁) (「比」は「皆」の誤か)

⑮ 〔図〕 瓦礫廣云山歷木、佐之礼以之、 (石部一五六頁三行)

〔玄〕 瓦礫力的反説文小石也 (高麗蔵本卷六・四一九頁中)

(以上四例とも、縮刷大蔵経本玄応音義にて、大治本或いは高麗蔵本と同様。)

以上の内、⑭では、図書寮本名義抄において「广云」の上に補入を示す「々」の加筆(朱筆)が見られる。

一方、「邪」の項(一七四頁五行)の注記において、「公云」(藤原公任の大般若経字抄を示す)の左上に、「」

の加筆(同じく朱筆)が見られるので、「々」は、この「公云」以下に注記が「广云」の上に来るべき旨の訂

図書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義引用の態度について

正を示していると考えられる。⁽⁸⁾次に、「邪」の項における「公云」の注と、大般若經字抄の当該箇所とを示す。

〔図〕邪又魅天邪者父又詞、上し已異但或通用、（邑部一七四頁五行）

○ 𦵑𦵑又滅世律世又調伏古々或音義𦵑字勞乃音不得異意又邪那同字以仍檢守書邪者鬼病又曰魅天邪者父又詞世音訓已異但或通用玄應曰或云鼻那夜應沼曰正言𦵑卷云、借用借音有所以狀（石

山寺本大般若經字抄十一丁表）（見出字「𦵑」に去声点あり。）

これにより、図書寮本名義抄の「𦵑𦵑邪」における注は、「慧沼云」以下をも含めて総て大般若經字抄よりの間接引用であることがわかる。そして、大般若經字抄が用いた玄応音義には、「或云鼻那夜」という注があったことになる。なお、図書寮本名義抄に、「抄批引广云」「真引广云」とした間接引用による玄応音義の注が見られることは、「はじめに」で述べた通りであるが、このように単に「广云」とするものにも間接引用があることは、今後注意しておく必要があろう。

次に⑤の例は、和名類聚抄の注の誤入であることが、左記より明らかである。

○ 細石 説文云礫也水中細石也音歴和名佐佐禮以之（元和本和名類聚抄卷一・十丁表）

残りの⑥⑦については、現在のところ不明である。⁽⁹⁾

なお、以上の四例のほかに、図書寮本名義抄の注記中に、数字程度の玄応音義に見られない字句を含む例も僅かに見られるが、それらは、対応している注記中における字句の異同と考之、ここには取上げなかつた。これらを含め、本文における異同については、今後の検討課題である。

二、図書寮本名義抄における玄応音義の注の表記形式

(1) 基本的な表記形式と出典の示し方

「广云」として、他の出典の主と同じく、見出に対して割書の形式で引用するのが基本形である。「广」は「應」の抄物書であり、「玄應」を示す。また、「广曰」とするものも亡例のみ見られる。そのほか「又云」とするものも四例見られ、これは次のように、一つの見出下に二条の玄応音義の注を併記する場合等に見られる(第五節用例②に見られるような例もある)。

① へ図 へ 橋奢〔俗〕 广云此云虫衣謂以野蠶絲〔作衣應云俱含此云載請蠶載在蔦中 又云亦云俱含此〕 (邑部一七六頁三行)

へ 玄 a へ 橋奢〔俗〕 俱含此云虫衣謂用野蠶絲〔作衣也應云俱含此云載請蠶載在蔦中此即野蠶也〕 (大治本卷一・三九頁)

へ 玄 b へ 橋奢〔俗〕 俱含此云載〔以下省略〕 (大治本卷十・一九九頁)

この例では、「又云」として引く注を「へ 玄 b」から採っている。

しかし、参照注記の「見上注」「見下注」(第一節の対応の型第七類を参照)には、次に掲げる例のように「广云」が冠せられないことが多い。

② へ 図 へ 俱〔讀〕 滑提〔佛名〕 广云徒南〔諸〕 俱〔讀〕 見上注 (言部八一頁二行)

但し、参照注記でも、「同上」の類では「广云」が冠せられることが多い。

なお、玄応音義の一箇所のみから注を引用する場合、注記事項の順序はそのままにして引用するのが原則であるが、次のように、入換っている例が例外的に見られる。

③ へ 図 へ 誓計〔非子移〕 广云〔作〕 質貨〔之〕 量、 (言部九七頁五行)

へ 玄 へ 誓計〔又作〕 誓同〔子移反〕 説文〔誓量也〕 思〔也〕 經文〔作〕 質貨〔之〕 非〔字〕 意〔也〕 (高麗藏本卷七・四二七頁中)

⑦ 〔野〕野 弘云下守體作野カ子又五野 (邑部一八一頁六行) (「野」は「野」の誤か。)

〔野〕野 俚 弘云下守體作野カ子又五野 (以下省略) (大治本卷二十二・六一九頁) (「野」は「野」の誤か。同一)

見出の項が卷二十三・二十五にも見られ、ほぼ同注。

この例は、「野」に対する注(即ち二次的注)を、「真云」(「真」は「真興」)によつたものである。「野」に対する注は玄応音義自身にも見られ、このような方法を取つた理由は、今のところ不明である。このような例は、「野」部から「邑」部ではこれ一例のみであるが、類似の例として、次のものが見られる。

⑧ 〔野〕野 野 弘云下守體作野カ子又五野 (以下省略) (言部八七頁一行)

〔野〕野 野 俚 弘云下守體作野カ子又五野 (以下省略) (大治本卷二十二・六四三頁)

○ 野 俚 弘云下守體作野カ子又五野 (以下省略) (高山寺本家隷萬象名義・第三帖十二丁表)

この図書寮本名義抄における「弘同」の割注は、反切以下の注が、「弘」即ち家隷萬象名義においても同一であることを示したものと考えられる。

以上二例とは逆に、他出典の注記中に、玄応音義の注が割書で組込まれている例が、一例見られる。次に掲げるものである。

⑨ 〔野〕野 現 弘云下守體作野カ子又五野 (以下省略) (立部一二二頁二行)

〔野〕野 現 俚 弘云下守體作野カ子又五野 (以下省略) (石山寺本卷四・一九三頁)

〔野〕野 俚 弘云下守體作野カ子又五野 (以下省略) (大治本卷十八・五一四頁)

右の図書寮本名義抄において、「弘云」の注記中に見られる「併」に対する音注「弘云蒲若」は、玄応音義の

〈玄ㄅ〉から採ったものと考えられる。

(3) 音注の変則的な表記形式

音注は、他の注と共に、そのまま見出下に引用するのが原則である（但し、図書寮本名義抄では反切の「反」は「メ」、「音」は「上」と表記されるのが普通）が、例外的に次のような例も見られる。

⑩ 〈図〉守繕市戦 | 此云眼業反繕 (呂部一七三頁二行)

〈玄〉守繕市戦 | 此云眼業反繕 (大治本卷二十二・六三七頁)

この例は、「繕」に対する音注「市戦」(「反」は省略)を、見出中に割書で組込んだものである。この見出下には、玄庇音義からの注のみであるので、この音注は、やはり玄庇音義のものと考えられる。このような例が三例見られ、いずれも見出が三字以上の梵語音訳語であり、その音注が付された字が当該部首の字ではない点が共通している。

ちなみに、これと同様にして、他出典の音注が見出中に組込まれた例も四例見られる。次のような例である。

⑪ 〈図〉疾斯 | 此云眼業反繕 (大治本卷二十三・六六三頁) (見出の「期」は「斯」の誤か。同一見出の項が卷二十一にも見られ、〈図〉はそれから注を採る。)

この例は、「真云」による音注が見出中に組込まれたものであり、他の三例も「真云」によって(12)「邑」部以外の所では「真云」以外の例も見られる。

(4) 注記並びに注記中の字句の省略

(二)では形式面の検討のみを行い、どのような注を採用し、また採用しないかという内容面については後述する。

玄心音義の注を部分的に採る場合には、不採の部分を取去った形で引用するのが大多数であるが、次のように、「云ミ」として注の一部を省略したことを明示するものが、三例見られる。

⑫ へ図 へ 煇云古尸又云音雅阿 (足部一〇三頁二行)

へ玄 へ 跋直尸反亦言音雅是阿音雅名也舊譯之音居在 (石山寺本卷四・一四五頁) (高麗戲本は「舊譯之」)

「音居」「辛釋」「同音因得」「名鳥」の傍点の箇所を、それぞれ「云」「釋」「音」「同音」「辛釋」「名鳥」に作る。

三例とも、右の例のように、一統きの注を途中から省略するものである。

このほか、注の全文又は大部分を、「見上注」「同上」等の参照注記の形で省略するものがあることは、第一師の対応の型第七類で述べた通りである。

これらとは別に、図書寮本名義抄においては、ほぼ規則的に屢々省略される字句がある。例之ば、次の傍点を施した字句である。

⑬ へ図 へ 交云又附足上、謂 (足部一〇五頁四行)

へ玄 へ 交交足而坐交非 (高麗戲本卷五・四〇二頁上)

(石山寺本は字句を多く欠く。)

いずれも、実質的な内容には殆ど関らず、また多くの注に共通する字句である。これらの字句には、決った可

形において省略されるものが多く、その主なものは次の通りである（上段は玄応音義での可形、下段は凶書寮本名義抄において最も多くの字が省略された場合の形を掲げる）。

A 字体注（Bを除く）

又作□同	又□
又作□□二形同	又□□
古文□	古□
古文□□二形	古□□

（ほか類例あり）

B 経文の字体についての注

经文作□	至□／文□
经文従○作□	至□／文□

（○は部首）

非字体也	非
非字義也	非
非此義也	非

（ほか類例あり）

C 音注

□□□□ニ反

□□□□X

□□反下□□反

□□□□X

又音□□反

又□□□X

D 梵語の義訳に関するもの

舊譯云

舊云

此譯云

此云

これらのほか、全般に亘って屢々省略される字に「也」があり、義注等における「亦」「又」「或」「謂」「言」「云」「是」「是也」「而」「者」「爲」「(「名爲……」等におけるもの)等も、省略されることがある。

また、注記中に出て来る被注字も、次に掲げるように、省略されることがある。なお、省略されない場合にも、原則として「一」で示される(これも一種の省略と観うる)。

④ へ 誼諫 廣云(中略)下乗判 X (言部八二頁一行)

へ 玄 誼諫 耳孔世聲類群呼煥樓、(大治本卷二十二・六二九頁)

そのほか、反切が割書で見出や注記中に組込まれる場合、多くは「反」が省略される(上述(2)(3)を参照)。

三、義注の受容

図書寮本名義抄における玄心音義の義注の受容に関しては、夙に先学の言及されたところであり、吉田金彦

氏は「標出熟語及びその註をそっくりそのまま引用した場合の外、音注等のない梵語などの特別な語句の説明などは大抵そのままの引用であるが、その外は、標出熟語は他から取り註だけそのまま引用した場合、或は註の引用において、爾雅、説文、漢書、通俗文、鄭玄、王逸などの出典名だけを省略した場合、又は同音義中の二箇以上の他の註をも節略引用し之を併せて一語の註とした場合などがある。」とされた。^(B)又、小林芳規先生は、図書寮本名義抄の「水」部に限って調査された結果、

A. 一切經音義の注文における出典名は省略する。

B. 一切經音義の「古文」「經文」の「文」を省き、單に「古」「經」として引用する。

C. 引用が全く一致する場合がある。

D. 梵語とその注文も、出典名がない場合、一致する。

E. 意義注や字體注をのみ採り、反切等の音注を省略する場合も少くない。

F. 一切經音義の注文中の字句を更に説明した二次的な注は、圖書寮本類聚名義抄では、原則として採らぬ。⁽¹⁴⁾

G. 一切經音義に同項目が二箇所（又はそれ以上）に掲出され、しかもその注文が異なる場合、類聚名義抄には、異文のそれぞれから引用することがある。

以上七種の型（直接には義注の受容に関係しない型もあるが、便宜上一括してここに掲げた）に分類された。⁽¹⁴⁾本節では右と重複することも多いが、圖書寮本名義抄における玄応音義の義注の受容を更に細かく検討してみたい。検討の対象は、圖書寮本名義抄「ン」部より「呂」部までの玄応音義を引く四九二項のうち、第一節

で述べた第一類に分類される二九〇項の中で、義注を有する二三九項とする。

まず、**凶書**本名義抄は玄応音義の義注をそのまま全部引用することを原則としていてと考えられる。その例を掲げれば、

① **〈凶〉** 設支 广云舊云舍脂此云能得調廿人 (言部七七頁二行)

若可變能生男子深者通名 | |

② **〈凶〉** 班 广云江南有此、角 (豆部一二九頁一行) (注文「班」は虫積につき推訛。)

長契乃班、

③ **〈凶〉** 班豆 江南有此班豆也 (大治本卷十四・三六三頁)

の如きものである。(但し、玄応音義において「言」とあるものが、**凶書**本名義抄において「云」とされて

いる。このような違いについては問題も残るが、今は考慮に入れない。又、「契」と「熟」のようは異体字や、

第二師(4)に触れた字句の省略についても以下考慮に入れない。)

これらの例は、その義注がそれぞれ「設支」「班豆」という二字熟語、つまり一つの語を注したものである。このような例は特に梵語の注に多い。しかし、玄応音義では一語として注したものの他に見出を一字一字の単

字に分割して注を付すことがある。それらについて検討する。

④ **〈凶〉** 諠諫 (省略) 广云又謹古喧諠鳴、内声 (言部八二頁一行)

下乘判入擾耳孔、群呼煩擾、

⑤ **〈凶〉** 諠諫 古文作以又作謹同虚速反廣雅諠鳴也内腎也 (大治本卷二十二・六二九頁) (「以」字を縮刷版

へ玄) 諠諫 下乘判及説文諠擾耳孔也腎類諫群呼煩擾也

⑥ **〈凶〉** 蚩訛 (省略) 广云才笑又悦弄 (言部九〇頁六行)

責、呵、(以下省略) (言部九〇頁六行)

③の例は、玄心音義において見出の「誼諫」を「誼」と「諫」とに分割して注しており、④の例も同様に見出の「蜚諛」を「蜚」と「諛」とに分割して注している。ところが、③の例では図書寮本名義抄に「誼」「諫」

両者に対する注を引用しているのに比して、④の例では「諛」に対する注のみを引用する。これは図書寮本名義抄において「蜚諛」という見出が「言」部に登載された為、「言」部に入らない「蜚」字の注は採らなかつたものと考えられる。つまり、図書寮本名義抄編者は「諛」字のみを注する為に「蜚諛」の見出を掲げた訳である。このような例は他に十三例を数える。

さて、③の例では見出の両字が各々該当部首に入る為、両字の注が引用されたと解されるのであるが、なお次のような例もある。

⑤ ㄨ ㄨ 言詞上併广云意内而言外、（言部七四頁五行）

ㄨ ㄨ 言詞魚籠反下以資反真言月言々已事也答必為語為人説也礼記三年（大治本卷二十五・七一―九頁）

（音注）「以資反」は縮刷蔵經本に「似資反」と作る。「音」字は「意」の誤。「内」字下に「而」字脱か。又、縮刷蔵經本は「發端」下に「世説」あり。

これを見ると、玄心音義は「言」字と「詞」字に分割の上で注している。「言」「詞」二字とも「言」を部首とする字であり、図書寮本名義抄において玄心音義の「言」字に対する注（「真言月」以下「發端」まで）を採っても良さそうであるが、「詞」字に対する注（「説」文詞者」以下。但し、「説」文」は省略している。これについては後述する。）のみを採っている。これも図書寮本名義抄編者が、「言詞」の項を「詞」字を

注する為の項として掲出した為であると考えられる。ちなみに凶書寮本名義抄では、

⑥ 〔凶〕言〔省略〕 〔云〕真言月言々已事、答亦〔以下省略〕 (言部七〇頁一行)

とあり、先の玄応音義における「言」字に対する注は、ここに採られている。(但し、玄応音義における「礼記」の注は採られていない。これについては後述する。)このような例が他に三例ある。

しかし、これには例外が二例ある。その一例を掲げる。

⑦ 〔凶〕搏踏〔云〕上補莫入搏手搏 〔足〕〔以下省略〕 (足部一〇八頁三行)

〔玄〕搏補莫反又作蹶同徒孟反 (大治本卷十二・二七一頁)

「搏踏」という見出しは凶書寮本名義抄において「足」部に登載されるが、「足」部外の「搏」字に対する注(「搏手搏也」)も採られている。

さて、これで凶書寮本名義抄において、玄応音義の義注を採らない場合の一つの原則を見出したのであるが、更に詳しく検討すると次のような例に気付く。

⑧ 〔凶〕不計〔係〕弘云會、平、謀、〔云〕一 (言部七四頁三行)

〔玄〕不計〔居〕詭反調計弄也計衆 (大治本卷十三・二九〇頁)

⑨ 〔凶〕失〔行〕云一踏、文踏直加入 (足部一〇八頁七行)

〔玄〕失踏〔苦〕霸反隔也字林跨踏也 (大治本卷十二・二五二頁)

⑩ の例では、玄応音義の義注のうち、「調計弄也」が凶書寮本名義抄に採られない。これは、凶書寮本名義抄の同一項において既に「弘云」として「平也」という同様の注が採られている為であると考えられる。

⑥の例では、玄応音義の義注のうち、「躡也」が圖書寮本名義抄に採られない。これは、圖書寮本名義抄における「失跨」の項の一つ前の項である「跨上」の注の中に重複する注が存する為である。

〔図〕跨上上苦ア云苦類入躡、（足部一〇八頁六行）（「上苦」は同筆補入。）

「跨上」の項も玄応音義の引用があり、私に傍線を付した注が「失跨」の項の「躡也」と重複する。この重複を避ける為には圖書寮本名義抄では「失跨」の項でそれを採らなかつたと考えられるのである。

⑦⑧の例から、圖書寮本名義抄では同一項、先行項にかかわらず先行注が存する場合、重複する注は採らないという原則があると思われる。このような、先行注との重複を避ける為に玄応音義の義注を採らない例は他に二十五例ある。しかし、これにも例外がある。先に掲げた⑥の例がそれである。圖書寮本名義抄「跨上」の項で既に「―（跨）躡、―」という注を採っているにもかかわらず、「失跨」の項で再び「―（跨）躡、―」と重複して採っている。他に二例このような例外を拾うことができる。

又、他に次のような例もある。

④〔図〕邪維广云或云闊毗或闊維（邪句闊維如上注）（邑部一七六頁五・六行）

〔玄〕邪句或云闊鼻多義是楚燒也（石山寺本卷五・二二五頁）（「淮」字は「維」の誤。「楚」字は「焚」

の誤。）

圖書寮本名義抄の「邪句」の項は玄応音義から「或云闊維」を採るが、それ以下の注は採らない。そして、「如上注」とする。それは、不採の「或云闊毗正言闊鼻多義是楚燒也」が先行の「邪維」の項の注に重複する為である。このような例（既に第二節でも触れたことがある）も先行注との重複を避けるという原則にかなう一例

に教えられるであろう。

次に、玄応音義における出典名を圖書寮本名義抄では省略するという原則がある。これは先学の指摘されたところである。⁽⁸⁾しかし、これにも例外が多散見出される。

⑩ へ図 穿決、又云、穴、說文、胡決、又下流 (ン部六五頁二行)

へ玄 穿決、周易、藩決、不羸、王、炳、徐、遼、等音、皆、穴、說文、胡決 (大治本卷二、一一六頁) (卷三にも同見出あり。)

右の例によれば、玄応音義において出典名を冠せられた義注は、「周易——」「説文——」「廣雅——」の三種ある。これらのうち、「説文」の注と「廣雅」の注を圖書寮本名義抄で採るが、「説文」はそのまゝ引用し、「廣雅」は省略している。この例のように一項の中で出典名を省略するものと、しないものが併存するのが二例。一項の中で出典名を省略してしまふ例が九十四例。省略しない例が十八例ある。例外も多散に及ぶが、総じて出典名は省略する原則がある。但し、玄応音義の中には經典名を出典名として冠するものが三例あり、それが三例とも圖書寮本名義抄で省略されていないところから推せば、出典名の中でも經典名だけは省略されなかったのではないかと思われる。

ところで右の「穿決」の例の中で、玄応音義における「周易——」の注が圖書寮本名義抄に採られていないのは、周易咸伝の一節「九四貞吉悔亡藩決不羸壯士大輿之輓 象曰藩決不羸尚往也」を引用したものである。これは、直接に「決」字に注するものではなく、むしろ「決」字の用例とでも見做されるものである。玄応音義において、この周易正文よりも「決」字に対する王弼、徐邈の音注を引用することに主眼を置いていたのかも知れない。いずれにしても圖書寮本名義抄では、このような用例と見做し得る注は採らない原則があったよう

である。類例を掲げる。

① 〈図〉柱礎川云上楚广云楚人謂柱礎曰——(以下省略) (石部一五二頁七行)

〈玄〉柱礎初學反淮南云山雲柱礎許叔重曰楚人謂柱礎曰礎音思亦反 (大治本卷十八・五〇二頁) (注文中「柱礎」は「柱礎」の誤。

「柱礎」の「礎」字に見消符あり。)

② 〈図〉射耳广云一劍鐔鏃以、(玉部一六二頁七行) (見出「耳」字は「玉」部登載の故に「珥」の誤。

音注反切下字「謀」は「謎」の誤か。)

〈玄〉射珥如志反蒼頡篇珠在耳也耳端垂珠者也楚辭攝長劍兮玉珥王逸曰珥劍音餘謔反賢類劍口也 (大治本卷十三・三二一頁)

①では、玄応音義で引用された「淮南云山雲柱礎潤」(淮南子卷十七説林訓「山雲蒸柱礎潤」(四部叢刊本)が図書寮本名義抄で採られず、淮南子とともに引用された許叔重の注のみが採られている。①では玄応音義の

「蒼頡篇——」の注及び「楚辭——」の注が図書寮本名義抄で採られず、「王逸——」の注と「賢類——」の

注が採られている。このうち「蒼頡篇——」の注は先行注(先行項にあり)との重複を避けた為に採られな

ったと考えられ、「楚辭——」の注は、楚辭正文(楚辭卷二「東皇太一」の一節)の引用である為に採られな

かったと判断される。

以上のことより、玄応音義の義注の中でも、広雅、爪雅、字林、説文等の辞書から引用された義注は図書寮

本名義抄に多く採られ、その反面、楚辭のような賦家、周易のような易家、又、史記のような正史家とされる

ような文献から引用されたものは、その正文に対して付された王逸、鄭玄等の注を除いて、図書寮本名義抄に

採られることが少ないと考えられる。

採られることが少ないと考えられる。

以下、図書寮本名義抄が採っていない義注について、出典別に用例数を掲げる。

淮南子——二例 漢書——一例 左伝——一例 詩——一例

史記——一例 周易——二例 周礼——二例 尚書——二例

楚辭——二例 白虎通——二例 礼記——一例 (全十七例)

右のような文献を出典とするものは、図書寮本名義抄では採らないのであるが、時に採る場合がある。その用例数は次のとおりである。

漢書——三例 左伝——二例 史記——一例 周礼——一例

礼記——一例 (全八例)

これらが何故図書寮本名義抄に採られたのかを調査すると、次のような理由が見出される。

㉔その用例(正文)によって、意義が理解され得るもの。

㉕その用例(正文)を採ることによって、以下の注の理解が正確となるもの。

㉖その他

まず、㉔について具体的に述べてみたい。

㉔ ㊦ 詔詢(省略) 廣云問、左傳訪問才善為詔、
親為親為、問親戚之議、問善道、(以下省略) (言部七五頁七行)

㊧ 詔詢私傳反問也 左傳訪問於善為詔、
親為親為、問親戚之議也 (石山寺本卷四・二〇四頁) (大治本卷二十二に同見出、同)

注記あり。卷十二にも同見出あるも、「詔問善道也」以下の注なし。

この㉕の例では、左伝の正文(襄公四年の一節)が図書寮本名義抄に採られており、原則にはずれるものであ

る。しかし、その正文を読むと、「詔」とは「訪問於善」のことであり、「詢」とは「詔親」のことであるということが理解できるのである。この点、先の⑩⑫の例とは異なる。そして、更に杜預の注「詔問善道也」「詢問親戚議也」を引き、詳細に注したと考えられるのである⁽¹⁶⁾。

又、次のような例もある。

⑭ へ図へ 首而云劍名、一劍身長三尺斤一兩輕 (ト部一三三頁二行)

へ玄へ 首補優反劍名也周礼考工記云首劍身長三尺斤一兩輕而使用也其
頭似也因曰首史記荆重記右執首堪其可是也想音知兼反守從手

(大治本卷十一・二四三頁)

〔注文「荆重」は「荆軻」の誤。「記右」の「記」は行字。「想」は「堪」の誤。卷十八にも同見出あり。但し、「想」「堪」以下の注なし。又、「右執」を「左執」と作る。「頭似也」は「頭似七」の誤。〕

右の例のうち、周礼考工記を引いた注では、「七首」とは如何なるものをかを説明しており、正文自体が一語義注となるものである⁽¹⁷⁾。又、史記を引いた注は、直接に「七首」の語義を説くものではない。この点が周礼考工記を引いた注とは性格が異なる。しかし、この注は、「例の荆軻が用いた劍が七首である」というように、有名な故事を利用して語義を説いたものである⁽¹⁸⁾。つまり、この史記の引用は、正文にある一字句についての諸家の注を引くというような、更に言えは、諸家の注を導くための正文というような他の例とは異なり、その正文自体が一つの注となっているのである。その意味で、この史記を引いた注は、その正文自体で語義を説くものであると考えられる。

以上のように、正文自体によって意義が理解され得るものについては、凶書寮本名義抄に採ると考えられる

の項に次のようにある。

△図△ 鑪治川云上也 廣云銷、鑪、遺契即（ノ部六六頁四行）

この「鑪治」の項に「川云上也」という音注がある為、それ以降に掲出された「陶治」の項では音注が採られなかったのである。更に、この「鑪治」は玄応音義に次のようにある。

△玄△ 鑪治餘者反說文治銷也三蒼治銷錄也遺契即流遇冷即合手水同意故字從水也（大治本卷二・一三五頁）

玄応音義の「餘者反」も、同一項内の先行音注「川云上也」がある為に採られなかったと考えられる。

このように、先行音注がある為に重複を避けた例は全部で八十一例ある。その反面、先行音注があるにもかかわらず玄応音義の音注を採るものが七十一例である。そのうちの五十例が梵語、陀羅尼の類である。残りの二十一例のうち、十九例まではその先行注が先行項に存するものである。

◎類について

③ △図△ 踰隔梁員梁玉ノ一ノ七伸、（足部一六頁四行）

△玄△ 踰隔梁員反梁王反啤者踰隔不伸也說文作踰謂行踰也梁踰亦曲也起音録（大治本卷二十三・六五六頁）（音注「梁王反」は「梁玉反」

の誤。卷二十二に同見出あるも「說文」以下の注なし。）

右では、玄応音義の「起音録」が図書寮本名義抄に採られない。この音注は、説文を引いた字体注に対する義注の中にある「起」字の音を注した二次的音注である。このような二次的音注が採られないのは八例ある。しかし、採られる場合も多く、十一例を数える。採られる場合は主として文中に割書して、被注字の直下に置かれる。

④ へ図 巖嶼 广云牛衫入一峯峻險、下又愕五各入重厭（山部一四一頁五行）

へ玄 巖嶼 俗文重厭（以下省略） 愕同五各反通（大治本卷一・三六頁） 音注「牛衫反」は「牛

衫反」の誤。「愕」字は「愕」字の誤。

右のような例がそれである。通俗文を引いた義注にある「厭」字の音注「音言」を割書にして「厭」字の直下に置いてある。

五、字体注の受容

玄応音義には、「又作□」「古文□」等として、見出し掲げた字に対して別体を示す字体注が多く見られる。これには、次のような種類がある。

「又作」／「古文」（「字詁古文」を含む）／「今作」／「或作」／「本作」／「字体作」／「宣作」（「字宣作」「字体宣作」を含む）／「應作」／「經文作」の類（「論文作」「戒文作」「律文作」「經中或作」等を含む）

以下、これらのそれぞれについて、凶書寮本名義抄における受容の状況を検討して行く。

なお、右のほか、「説文□」「方言作□」「史記作□」等々、何らかの文献の字体を示した字体注も散見するが、今回は検討から除外した。また、この検討では、玄応音義と見出し一致する凶書寮本名義抄の三七六項（21）を対象とし、それを、玄応音義における見出し一致する項（複数の場合もある）と対照させた。但し、「又作」と「經文作」との二者については、用例が比較的多いので、更に第一節で述べた対応の型第一類に属する二九

見出として掲げられている例である。これに関連して、Aには、次のような例も一例見られる。

③ へ凶 相辨云又雙七羊入敬 梵見上注 (足部一五頁七行)

へ玄 相爾又作楚同七羊反三蒼敬也容工矣也辨動也 (高麗蔵本卷八・四五〇頁中)

この例は、凶書寮本名義抄が、「又作」の字体注を当該項に採ったうえ、更にその字体を見出にも掲げたものである。

次に、Bの二例の内、一例は次に掲げるものである。

④ へ凶 譚話二形同(以下略) (言部八五頁二行)

へ玄 譚話竹交反下又作論儲二形同 (以下略) (高麗蔵本卷七・四二五頁中)

この例は凶書寮本名義抄に、「二形同」の字句が見られることによれば、同書は「譚」を誤脱していることにはなる。他の一例は、玄庇音義の「又作疎榜二形同」(見出は「登豆」)に対して、凶書寮本名義抄は「又疎」となっているものである。

次に、Cの十七例の内、二例は次に掲げるように、凶書寮本名義抄において当該部首に属さない字、又は被注字となっていない字に対するものの場合である。

⑤ へ凶 嵩猥云國名 (山部一三九頁四行)

へ玄 嵩猥思隆反下又作猥同牌戸反國名也 (高麗蔵本卷七・四三七頁中)

また、Cの中には、次に掲げるように、「又作」と同じ字体が列種の字体注で採られている例も、三例見られる。

⑥ へ図 峙立 广云或作佇同 (以下略) (立部一二八頁五行)

へ玄 a 峙立 或作佇同 (以下略) (石山寺本卷四・一六八頁)

へ玄 b 峙立 又作佇同 (以下略) (大治本卷二十一・五九〇頁)

この例は、「或作」と「又作」とが同体のため、前者のみを採ったものと考えられる。他の二例は、「字體作」、「方言作」を採った例である(但し後者は存疑)。このほかには、次のように、他出典でその字体が採られているものが、三例見られる。

⑦ へ図 道跡 上積干云一跡 弘云馬一、广云足一、文作 穴隴亦疎、真云シヤク、 (足部一八頁一行) (「蹟」は出典無表示。「六」

は「亦」の誤か。)

へ玄 道跡 又作蹟 迹ニ形同 子亦反 足 (大治本卷十八・四八八頁)

この例で、図書寮本名義抄の「干云」は干祿字書である。このような例の場合、他出典の字体注は、必ずしも「又作」ではない。

Cの内の以上八例は、図書寮本名義抄が採らなかつた必然的な理由が考えられるものであるが、残りの九例は、そのような理由が考えられないもの(以下、仮に「真に採っていないもの」とする)である。その一つを上げれば、次のようである。

⑧ へ図 匿詔 調 广云湯和大可入 兖州 (言部九三頁二行)

へ玄 匿詔 又作調 同 湯和大可ニ反 説文 兖州 謂 欺曰 詔 詔 不信 也 (高麗蔵本卷四・三九三頁上) (石山寺本は

「調」を「詔」に作る。)

【図書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義引用の態度について

次に、Dのその他とした二例の内、一例は次に掲げるものである。

④ へ図 馬蹟 (广云亦迹跡
以下略) (足部一二〇頁二行)

へ玄 馬蹟 又作跡
(以下略) 同 (大治本卷二十・五五三頁)

この例は、「又」を、「迹」等に引かれて、「亦」に誤った可能性が考えられる。字の順序も異なっているのでなお疑問は残るが、いすれにせよ、字そのものは採られている。もう一例は、次に掲げるものである。

⑤ へ図 嵩高 广云又玉松
(以下略) 同 (山部一三八頁三行)

へ玄 嵩高 又作松
(以下略) 同 (石山寺本卷三・一〇八頁) (高麗蔵本も「反」を「反」に作る以外は同一。)

この図書寮本名義抄の「又玉松」(反切と見える)は、「又作松」の誤りと思われる。なお、以上の二例は、図書寮本名義抄が、同書の用いた玄応音義の記述を受継いでいる可能性もある。

さて、Aの図書寮本名義抄が採っているものと、Cの内、真に採っていないものとの数を改めて比較してみると、前者は二十九例(五十九%)、後者は九例(十八%)である。これは、後述の「古文」「今作」に比べれば、良く採られている、即ち重視されていると判断される数値である。このことはまた、上述の「跡」や「覺」の例のように、「又作」の字体を見出しに掲げる例が見られることとも関って来よう。

(2) 「古文」

「古文」は、「又作」や「經文作」に次いで玄応音義に多く見られる。図書寮本名義抄の検討対象三七六項の内、玄応音義の当該項にこの字体注を有するものは、三十二項である。この三十二項について、「又作」で行ったのと同様の検討を行うと、図書寮本名義抄が採っているものは九例、真に採っていないものは十一例で

あり、後者が全体の三分の一に上る。これは、良く採っているとはい難い数値である。

但し、次のような例も見られるので、一概に採録に積極的ではなかつたとも言えないようである。

⑩ へ凶 討伐 茲云恥老入除、誅、
广云古訓弘云、以下略 (言部七三頁六行)

へ玄 討伐古文訓同恥老反漢書音義曰討除也禮記叛者君討鄭玄曰討誅也伐也 (以下略) (高麗藏本卷六・四
二一頁下)

この例は、「古訓」を記すためだけに、玄応音義を引いているものである。

なお、玄応音義では「古文」の字体として見出字と同一の字体が示されることもあり(「今作」と組になつて現れ、「今作」で別体が示される)、この場合は、凶書寮本名義抄には採られていない(真に採っていないもの十一例には含まない)。次に、その例を一つ掲げておく。

⑫ へ凶 之體 弘宜寄入(中略)广云刪事宜、
玉云今爲義字(以下略) (言部九八頁一行)

へ玄 之誼 字誼古文誼今作義同(中略)
刪事宜也(以下略) (石山寺本卷三・一〇八頁)

(3) 「今作」

凶書寮本名義抄の検討対象三七六項の内、玄応音義の当該項に、「今作」の字体注を有するものは、十三項である。この十三項の内、凶書寮本名義抄が採っているものは四例、真に採っていないものは三例である。これは、「古文」に比較的近い状況であると言えよう。

次に、凶書寮本名義抄が採っている例を、一つ掲げておく。

⑬ へ凶 賸賸 广云七羊入下今作仆
(以下略) (足部一一一頁五行)

凶書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義引用の態度について

〈玄〉陪七羊反陪今作仆同 (大治本卷十二・二四八頁)
(以下略)

なお、「古文」と同様に、「今作」の字体にも見出字と同一のものがあり(やはり「古文」と組になって現れ、「古文」で別体が示される)。これらは、やはり採られていない(真に採っていないもの三例には含まない)。

(4) 「或作」

図書寮本名義抄の検討対象三七六項の内、玄応音義の当該項に「或作」の字体注を有するものは、七項である。この内、図書寮本名義抄が採っているものは五例、真に採っていないものは一例である。これは、「又作」とほぼ同様の状況であると言える。玄応音義における「又作」と「或作」との相違については、その有無も含めて今後の検討課題であるが、この結果から、図書寮本名義抄の編者は両者を区別していなかったことも考えられる。

次に、図書寮本名義抄が採っている例を、一つ掲げておく。

⑭ 〈函〉則(覆) (以下略) (足部一一〇頁三行)

〈玄〉則(覆) (以下略) (大治本卷九・一五七頁) (石山寺本は「闕」を脱落する。)

(5) 「本作」

次の一例が見られるのみである。

⑮ 〈函〉(覆)切(下) (以下略) (石部一五一頁一行)

〈玄〉磋(下)切(下)何反本作(下) (以下略) (高麗蔵本卷八・四四五頁中)

(6) 「字體作」

検討対象の内、玄応音義に「字體作」の字体注を有するものは、七項である。この内、凶書寮本名義抄が採っているものは四例であり、それに対して、真に採っていないものは一例のみである。そして、残りの二例の内の一例は、次に掲げるように、「宣作」(後述)の字体として同じ字を、見出の異なる項から採っているものである。

⑬ へ凶 一 蹕 作 越 半 歩 曰 越 (足部一一五頁五行)

へ玄 ヾ 一 蹕 作 越 半 歩 曰 越 (大治本卷十二・二五一頁)

へ玄 ヾ 超 蹕 作 越 半 歩 曰 越 (大治本卷十三・三〇七頁) (「ニ」の下、「反」を脱落するか。)

以上より、凶書寮本名義抄は「字體作」を良く採っていると云えよう。

ところで、凶書寮本名義抄が採っている例に、次の一例が見られる。

⑭ へ凶 一 蹕 作 越 半 歩 曰 越 (石部一五五頁四行)

へ玄 ヾ 滿 蹕 作 越 半 歩 曰 越 (石山寺本卷五・二五六頁) (高麗蔵本は見出を「滿蹕」

に、「而究反」「而亮反」を共に「而亮反」に作る。)

玄応音義では、経文の字体を「非」とする場合には、正当とする字体を見出に掲げて、経文の字体を注記中に示すのが原則であるが、この例では、「非」とする経文の字体を見出に掲げており、「字體作」として示されたのが、正当とする字体のようである。このことをして考之れば、「字體作」の字体注が良く採られていることとは、「経文作」の字体注が良く採られていること(後述)と、関って采ぞうである。なお、以下に述べる「宣

作」「應作」も、「字體作」とほぼ同様の意味の字体注であろうと思われる。

(7) 「宜作」

検討対象の内、玄応音義に「宜作」の字体注を有するものは五項であり、その内の四例は、図書寮本名義抄に採られている。他の一例も、同じ字が「應作」として採られている例である（後述）。

図書寮本名義抄に採られている四例には、次に掲げるように、「宜作」の字体を、更に見出として掲げているものが一例見られる。

㊸ ㄱ ㄱ 旋家 ㄱ ㄱ 宜作 瘡玉部一六六頁二行

ㄱ ㄱ 瘡珠ㄱ ㄱ 春山寶有 玉部一六〇頁七行

ㄱ ㄱ 赤石旋珠字宜作瘡餅縁反穆天子傳曰 春山寶有瘡珠郭璞曰玉類也 大治本卷十一・二二三頁

このように、「宜作」の字体を見出に採ったものとしては、他に次の例も見られる。

㊹ ㄱ ㄱ 碌廣云乘朗メ一 柱下石 石部一五五頁四行 碌廣云乘朗メ一 柱下石 石部一五五頁四行 (図書寮本名義抄では金部が現存しないので、本来の

「礪録」の項は見るのができないが、存していたと考えられる。)

ㄱ ㄱ 礪録廣云乘朗メ一 柱下石 石部一五五頁四行 (大治本卷十一・二二四頁)

以上のことから、図書寮本名義抄が、「宜作」の字体注を積極的に取入れたことが判断される。また、㊹の例では、「字體作」でも見られたように、玄応音義において経文の字体が見出に掲げられている点も、注目される。

(8) 「應作」

B 二体以上併記された字体の一部のみを採っているもの……一例

C 採っていないもの……五例

この内、B の一例は、次に掲げるものである。

② へ凶 訛𧄿_{所中} 𧄿𧄿_{所中} 誦𧄿_{見上注} 𧄿𧄿_{又云所軒} 𧄿𧄿_{又依字一誦}、
（言部七九頁上行）

へ玄 訛𧄿_{又作散} 𧄿𧄿_{又作散} 誦𧄿_{又作散} 𧄿𧄿_{又作散} 𧄿𧄿_{又作散} 𧄿𧄿_{又作散}、
（大治本卷十一・二四二頁）

図書寮本名義抄においては、「訛𧄿」の項には経文の字体の内の「誦𧄿」しか採られていないが、その「誦𧄿」を見出とする次項に、他の「散」「𧄿」が示されている。従って、実質的にはAに入る例である。

C の五例の内、四例は、図書寮本名義抄において被注字となっていない字に対するものの例である。他の一例は、次に掲げるものである。

② へ凶 躑脚_{云云} 躑脚_{云云} 躑脚_{云云} 躑脚_{云云}、
（足部一一五頁三行）

へ玄 躑脚_{云云} 躑脚_{云云} 躑脚_{云云} 躑脚_{云云} 躑脚_{云云}、
（大治本卷十六・四三五頁）（「云類」

「戒文」「縣𧄿」はそれぞれ「文類」「戒文」「縣」(「縣」は行か)の誤

か)

この一例だけについては、採られなかった必然的理由は見出せず、真に採られていない唯一の例となる。

以上より、図書寮本名義抄は、「又作」と比べても、「経文作」の類を積極的に入れていることがわかる。ところで、そのことに関連して特筆されるのは、図書寮本名義抄が、屢々経文の字体を見出に掲げていることである。第一節で述べた対応の型第六類の内の五十一例と、第七類の内の十二例の、合せて六十三例がその

例である。

第六類五十一例の一つを上げれば、次のようである。

⑳ へ凶 へ 飯傳云澤飯至 (ト部一三三頁一行)

へ玄 へ 澤飯言通説耳經文作正俗訛 (石山寺本卷五・二五八頁) (高麗版本は「正」を「上」に作るが

いずれも「七」の誤か。ほか高麗版本は「吉汁」「言通」「俗訛」の傍点を

施した字をそれぞれ「去」「通」「語」に作る。)

一方、「澤飯」の項は、凶書寮本名義抄の「水」部に見られる。

へ凶 へ 澤飯言通説耳至作也俗語 (水部五九頁五行)

これらを観ると、凶書寮本名義抄の「七飯」の項の注は、その中に「澤飯」が見られるなど、参照注記的性格をも見せており、「七飯」と「澤飯」との二つの項が、組になって存在している様子である。第六類五十一例の大部分は、この形をとるものである。

第七類の十二例は、全くの参照注記のみの例であり(用例は第一節の㉑を参照)、本来の見出を掲げる項と、
経文の字体を見出に掲げる項とが同一の部首に登載される場合、多くはこの形をとる。この場合、経文の字体
を見出に掲げる項は、本来の見出を掲げる項の付屬的な存在となっている。

但し、上述㉑の「訕駭」の項のように、参照注記以外に自身の注を持ち、⁽²⁴⁾ 独立的なものもある。また、次に
掲げる例は、むしろ本来の見出を掲げる項の方が、参照注記的な注内容になっているものである。

㉒ へ凶 へ 誦奪言至有作誦 誦奪言依字充綱 (言部八五頁六行)

凶書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義引用の態度について

〈玄〉諦審經中有作諦審依守尤 爾至爾至 儼儼 相讓相讓 世世 (大治本卷十二・二四六頁)

玄応音義の注内容から、このような形になったものと考えられる。

いずれにせよ、經文の字体を見出に掲げる項が多く見られることは、図書寮本名義抄が「經文作」類の字体注を非常に重要視していたことを窺わせ、また、經文の字体によっても注が引けるように、利用の便を図った可能性をも考之させるものである。

但し、図書寮本名義抄は、玄応音義に示された經文の字体の繼てに亘って見出に掲げているわけではなく、掲げていない例も散見する。例之は、上述の数量的検討における「A採っているもの」三十七例の中には、図書寮本名義抄の現存する部首に所属すべき十七例の字が、經文の字体として上っているが、この内の四例は、經文の字体を掲げる見出としては採られていない。また、例之は次のような例が玄応音義に見られるが、「距蹴」「距峨」の見出は、図書寮本名義抄の「足」部にも「山」部にも見られない。

⑤ へ玄 亘我普我反調揺動不守也經文從足作距蹴或從山作距峨並非也 (高麗藏本卷八・四四四頁中)

これとは逆に、次の例のように、經文の字体のみを見出に掲げ、本来の見出を掲げない例も、例外的に存在する。

⑥ へ凶 屨屨 廣廣 屨屨 至至 一一 近近 字字、一一 阮阮 (山部一三九頁一行) (「云」「陵」は虫損につき推読。)

へ玄 屨屨 廣廣 屨屨 至至 一一 近近 字字、一一 阮阮 (大治本卷十九・五二九頁) (「阮」は「阮」の誤か。)

玄応音義での見出「屨廣」は、図書寮本名義抄の「山」部にも「阜」部にも見られない。ほかにもう一例、「多律脚」に対する經文の字体「律階」のみを見出に掲げた例(足部二二二頁二行、「多」は除かれに形になって

いる)が見られる。いずれも、本来の見出の字体と經文の字体とが、近似しているためではないかと考えられる。

おわりに

図書寮本名義抄における玄応音義引用の態度について、以上五節にわたって述べてきた。その結果、総じて玄応音義をよく引用しているもの、その注の内部を見れば、引用しない部分もあることがわかった。そしてそれらが何故に引用されないのかということについては、それぞれに述べてきたところである。

これらの検討では、主として図書寮本名義抄に引用された玄応音義の注を中心に据えて、それを玄応音義と比較するという方法を採ったが、玄応音義の側から見ると、更に次のような二つの問題点に気付く。

その一つは、玄応音義に登載された見出の総てを図書寮本名義抄が採っている訳ではないことである。つまり、或一つの字に対する注が、玄応音義において複数の箇所にも、しかも、異なった見出によって掲出された場合、図書寮本名義抄は、そのいずれか一つの見出によって、その字の注を採る場合が多いのである(第一節の用例④⑤⑧を参照のこと)。この場合、図書寮本名義抄において、見出の選択に何らかの規則性があったのであろうか。それともなかったものであろうか。これは今後に残された一つの課題である。

今一つは、玄応音義において注せられた字、或いは語の総てを図書寮本名義抄が採っているのか否かという問題である。これまでの検討作業によれば、原則として総て採っているように見えるが、更に詳細に検討が必要である。

この他、今後の課題としては、先行注との重複を避けようとする態度の裏に、出典資料に対して、そのいずれかを優先するという軽重の意識が図書寮本名義抄編者にあつたのか否かということも問題に上げられる。又、第一節の対応の型第十類の説明で、図書寮本名義抄が引いた玄応首義と、今回比較に用いた大治本等の玄応首義とにおいて、本文に異同があつたらしいことを述べたが、この他にも同様の問題に関ると思われる点がいくつか見られ、詳細な検討が必要である。

以上、様々な問題を今後の課題として本稿の結びとしたい。

注

- (1) 橋本不美男「圖書寮本類聚名義抄解説」(圖書寮本類聚名義抄複製本付載・昭和二十五年六月)、吉田金彦「圖書寮本類聚名義抄出典考(上)」(訓点語と訓点資料第二輯・昭和二十九年八月)。
- (2) 吉田金彦(注「文献」)、小林芳規「一切經音義解題」(古辭書音義集成「一切經音義(下)」付載・昭和五十八年七月)。
- (3) 吉田金彦氏は、注「文献」において、「瑠璃」の註中ハ_二ハ_一に「眞引應云」とあり、「除愈」の註中ニ_二ハ_一に「應云差所眞云所解」とあるように、眞の引用による玄應や、玄應の中に眞の割註があることにより、恐らく眞興の手によって補註されるか筆録された、或る一切經音義があつた事を物語るものである。と述べておられる。

(4) 大治本は卷三(八)を欠く。その欠を補う為に石山寺本(卷二)五・九のみ現存)。高麗藏本を

用いた。但し、卷三、五は石山寺本を優先的に用い、又、卷二、九についても石山寺本を参照した。
(5) 玄応音義には、卷五にも「豌豆」の項が見える。その注は、高麗藏本によれば「烏丸反豆名也經文作登於月反或作宛並非也」となっており（石山寺本は「豆名也」を含まない）、音注が図書寮本名義抄と異なり、他の注記は「玄々」へ「玄々」に含まれる。

(6) この出典に関しては、吉田金彦氏（主一文献）に御論がある。

(7) 所出の經典（大正新脩大藏經による）での二語の形は、いずれも玄応音義の方に一致している。

(8) これらの補筆が、本文と同筆であるか別筆であるかは、俄かには決定し難いが、或いは、声点、フコト点等と同筆かとも思われる。

(9) ②の傍線部「フ信也」は、「護」に対する注と考えられ、「護」については、玄応音義卷八に「護論」の項が見られる（図書寮本名義抄も九六頁六行にこれを引く）が、該当する注は見られない。③の「礦」については、玄応音義卷二に、大治本「金礦」、石山寺本「金礦」とする項も見られ（いずれも「字書作礦同」の注を持つことから石山寺本の見出が正当か）、ここでは、本文に掲げた卷二十四の「金礦」に見られる注の総てを含んだうえ、更に多くの注を有している。図書寮本名義抄は、それを「金礦」として、別に「礦」の直前に引く（一五六頁七行）。従って、玄応音義卷二十四の「金礦」が、真に図書寮本名義抄の「礦」に対応しているのかにも疑問がある。

(10) この出典に関しては、吉田金彦氏（主一文献）と、栗島裕氏（「真興撰大般若經音訓について」、長澤元生、古稀記念、圖書學論集）所収、昭和四十八年五月）に御論がある。

図書寮本類聚名義抄における玄応一切経音義引用の態度について

- (11) 注3に同じ。
- (12) この四例の中には、見出下にも「眞云」の注を持つものが二例見られ、他の二例も、見出下に玄応音義以外の注が併記されている例であるので、見出中に組込まれた「眞云」の音注と玄応音義の注とに、特に深い関係があったことを示すことにはなるまい。
- (13) 吉田金彦（注1文献）。
- (14) 小林芳規（注2文献）。
- (15) 吉田金彦（注1文献）、小林芳規（注2文献）。
- (16) 玄応音義卷十二で左伝の正文を引きながら、杜預の注を引かないのも、正文によって意義が理解できるといふこと、一つの傍証となりはしないだろうか。
- (17) これは、先の左伝の例とは少々趣を異にしている。それは、左伝ではたまたま正文が一つの義注の形になっていたといふことであり、周礼の場合は、正文が既に「七首」を説明する為に書かれているといふ点である。
- (18) 玄応音義注文における「史記——是也」によって、このことが理解される。
- (19) このことは既に第二節で触れた。
- (20) この出典名を省略することによって、「音昏穴」の「昏」字をも省略したと考えられる。
- (21) 第一節で述べた対応の型第一類（四類の三六三項、それに、見出が一致するものに準じられる第九類・十類・十一類（㊸「礦」を除く）の十三項を加えたもの。

(22) これらの中には、梵語音訳語の綴りの異なるものを掲げた、厳密には字体注とは言い難いもの(本文で後に掲げる用例㊶㊷の類)も見られるが、便宜的にそれらも含めて考える。

(23) 玄応音義において、「經文作」類の字体注には、經文の作る字体に対する音注、義注等、多くは見出しに掲げた字体に対しては二次的注記となる)を伴っている場合が屢々であるが、それらの注の採不採(これについては第三節を参照)についてはここでは問題にせず、經文の字体が、字体注として圖書寮本名義抄に採られているか否かのみを問題にした。

(24) 圖書寮本名義抄の「訛歎」の項は、「訛陞」に対する經文の字体を見出しに掲げた項でありながら、玄応音義卷十の「訛若」の項からも「訛」に対する注「衣字訛謗也」を採る特異な例である。

〔付記〕

本稿は第七回鎌倉時代語研究会夏期研究集会での口頭発表をもとにまとめたものである。席上会員各位より適切な御助言を賜った。又、小林芳規先生には終始暖かい御指導を賜った。ここに厚く御礼申し上げる次第である。なお、本稿執筆にあたって、山本が第一、二、五節を、原が第三、四節を担当した。